



- ・改正前は、評価委員会が道総研のプレゼン、ヒアリングを通じ、評価意見を作成し、道に答申。道はその意見を基に評価等検討会議で評価結果案を作成し、各部決裁を経て決定。
- ・今後は、道総研のプレゼン、ヒアリングを評価等検討会議と評価委員会の合同とし、評価等検討会議が評価結果案を作成。評価委員会は案に対し、意見を答申。評価等検討会議では、評価委員会意見を反映した評価結果案を審議し、各部決裁を経て決定。